

平成 30 年 10 月 26 日

各都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」等の
改正延期について

平素より、障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
今年度において改正を実施し、平成 31 年 4 月から施行を予定しておりました

- ・「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」
（平成 24 年厚生労働省告示 226 号）
- ・「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」
（平成 24 年厚生労働省告示 227 号）
- ・「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」
（平成 24 年厚生労働省告示 225 号）

につきまして、第 91 回社会保障審議会障害者部会における議論を踏まえ、告示の改正を延期し、
新たな告示に基づき都道府県等が実施する相談支援専門員の初任者研修及び現任研修の実施時期
については 2020 年度以降とすることとなりました。

※障害保健福祉部長通知「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成 18 年 4 月 21 日 障発
0421001 号）についても同様。

今後につきましては、各種別の障害当事者等、相談支援専門員、学識経験者等による検討会を実
施し、必要に応じた修正等を行い、改正する予定です。

なお、サービス管理責任者並びに児童発達支援管理責任者に関する厚生労働省告示及び障害保健
福祉部長通知については、予定通り今年度において改正し平成 31 年 4 月に施行する予定です。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活支援推進室 相談支援係

TEL：03-5253-1111（内 3149, 3043）

FAX：03-3502-0814